**ひと声かけて支え合う**

**災害時連携ＮＰＯ等ネットワーク**

**規　約**

（名称）

第１条　本会は、災害時連携ＮＰＯ等ネットワーク（以下、「災害ＮＰＯネット」という。）と称する。

（目的）

第２条　災害ＮＰＯネットは、京都府内のＮＰＯ等の平常時からの連携により、自然災害等による被災者への支援、及び災害ＮＰＯネットに加盟登録した団体（以下「加盟登録団体」という。）の相互支援の推進を目的とする。

（事業）

第３条　災害ＮＰＯネットは、その目的を達成するために次の事業を行う。

（１）災害時の支援等を行う連携を想定した各種団体の募集及び加盟登録を推進すること。

（２）災害時に加盟登録団体への安否確認を行い、情報共有及び可能な限り加盟登録団体による相互支援を推進すること。

（３）これまで十分に対応ができなかった被災者のニーズ等に対応すること。

（４）災害ＮＰＯネットの効果的な運用のために必要な人材を育成すること。

（５）必要な情報の収集と発信を行うこと。

（６）その他、災害ＮＰＯネットの目的の達成に必要な事業を行うこと。

（組織の構成）

第４条　災害ＮＰＯネットは、第２条の目的に賛同する団体をもって構成する。

２　加盟登録しようとする団体は、別に定める加盟登録書により、第７条に規定する会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

（加盟登録団体の資格喪失）

第５条　加盟登録団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 加盟登録団体が消滅したとき。
3. その他、加盟登録団体として相応しくないと判断されたとき。

（実行委員会の設置及び開催）

第６条　災害ＮＰＯネットの会議として、実行委員会を置く。

実行委員会は、有識者及び加盟登録団体の中から参画を表明した者が実行委員となり、その実行委員をもって構成する。

２　実行委員会は、災害ＮＰＯネットの意思決定、規約の変更など会の運営方針を審議するものとする。また、通常実行委員会は毎事業年度終了後定期に開催し、次の事項を決議することができる。

（１）第７条第１項に掲げる役員の選任及び解任

（２）決算及び事業終了報告の承認

（３）規約の変更

（４）解散及び合併

（５）残余財産の帰属先の決定

（６）その他、役員会で決議が必要と提案されたもの

３　議長は、会長、もしくは会長が指名した副会長が務める。

４　通常実行委員会は、毎事業年度終了後３カ月以内に開催する。

５　臨時実行委員会は、必要があるときは、会長の招集によりいつでも開催することができる。

６　実行委員会は、実行委員総数の２分の１以上（委任状を含む）の参加で成立し、決議は、出席者（委任状を含む）の２分の１以上の賛成をもって行う。

（役員会及び幹事会の設置）

第７条　災害NPOネットの業務の執行を決定するため、当委員会に次の役員を置く。

（１）会長　　　１名

（２）副会長　　３名以内

（３）理事　　　３名以上

（４）会計　　　１名

（５）監事　　　２名以内

２　会長、副会長、理事、会計及び監事は、実行委員会において互選する。

３　会長は会を代表し、その会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、会長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

５　理事は、この規約の定め及び実行委員会の議決に基づいて、災害ＮＰＯネットの事業を執行する。

６　会計は、災害ＮＰＯネットの会計事務を処理する。

７　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）災害ＮＰＯネットの業務執行の状況を監査すること。

（２）災害ＮＰＯネットの財産の状況を監査すること。

８　平時の業務の推進及び災害時に迅速に対応するため、幹事会を置くことができる。

９　幹事会は、事前に役員会から付託された災害時の対応業務を行う。

10　幹事は会長が指名する。

（任期）

第８条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会計）

第９条　　災害ＮＰＯネットの運営に要する経費は、寄付、助成金、その他をもって充てる。災害時の支援活動に要する経費は、別に設置する「災害時連携ＮＰＯ等ネットワーク基金」をもって充てる。

２　災害ＮＰＯネットの会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事務局）

第１０条　災害NPOネットの事務局を、京都府府民力推進課内に置く。

（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、実行委員会における審議により別途会長が定める。

附　則

この法人の設立時の役員は、次に掲げる者とする。

　　　会　長　　　牧　　紀男

　　　副会長　　　荻原　靖

　　　副会長　　　平尾　剛之

　　　理　事　　　赤澤　清隆

　　　理　事　　　今瀬　政司

　　　理　事　　　武田　知記

　　　会　計　　　神田　浩之

　　　監　事　　　森田　洋行

２　第 ８ 条第 １項の規定にかかわらず、設立時の役員の任期は、設立の日から 平成３０ 年 ３月 ３１日までとする。

３　この規約は、平成２８年５月２７日から施行する。